

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、吉野ヶ里町長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 8 年 6 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和 8 年 6 月 8 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域 神埼郡吉野ヶ里町石動